

清瀬市耐震化住宅住み替え促進助成事業

清瀬市内において、居住する旧耐震基準で建築された木造民間賃貸住宅から耐震基準を満たした民間賃貸住宅に住み替える世帯に対し、住環境の改善や居住の安全及び安心を図ることを目的に、住み替えに要する引越し費用の一部を助成します。

住み替え
(引越し) 費用

20

最大 万円

助成対象経費
合計額の
1/2

■ 助成対象者 ■

▶ 次の全ての要件を満たしている必要があります。

○表に定める住宅間で転居を行う世帯であること

転居前の住宅（清瀬市内）	転居後の住宅（清瀬市内）
木造民間賃貸住宅で昭和56年5月31日以前に建築されていること。	木造民間賃貸住宅にあっては、平成12年6月1日以降に建築されていること、非木造民間賃貸住宅にあっては、昭和56年6月1日以降に建築されていること。
申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅であること。	申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅であること。 （※市営住宅、都営住宅、JKK東京住宅は対象外）

○清瀬市に住所を有していること。

○転居者全員の市税滞納がないこと。

○生活保護を受給していないこと。

○転居前の住宅の直近6カ月間の家賃の未払いがないこと。

○暴力団員等ではないこと。

■ 助成対象費用 ■

▶ 引越し費用（転居のために引越し事業者等に支払う運送費用及びこれに付帯する荷造り等のサービス費用）

▶ 消費税含む

対象経費	対象外経費
○引越し運送費用	×引越し業者が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用
○荷造りや荷解きに係る費用 （人件費や梱包資材に係る費用など）	×公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用
○引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限り）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用	×挨拶品の手配に係る費用
○引越しに伴う不用品の処分費用	×引越しに係る友人等への謝礼金

■ 助成金額 ■

▶ 助成対象費用の1/2

▶ 最大20万円

■ 申請期限 ■

▶ 交付申請：転居予定日の1カ月前まで

▶ 助成金の請求：転居日から3カ月以内

※詳細は裏面をご確認ください。

■ その他 ■

▶ 年度の予算上限に達し次第、終了します。



■ 手続きの流れ ■

STEP 1

助成金交付申請書の提出

転居予定日の1カ月前までに、都市計画課窓口に必要な書類を提出してください。

- ☐ 助成金交付申請書
- ☐ 転居（引越し）にかかる見積書【写し】
- ☐ 転居前の住宅が助成対象住宅であることを証する書類（※1）
- ☐ 転居前の住宅の賃貸借契約書【写し】（※2）
- ☐ 転居前の住宅の直近6カ月間の家賃の未払いがないことを証する書類（※3）
- ☐ 転居後の住宅が助成対象住宅であることを証する書類（※4）

（※1、4） 建築年月日がわかる書類（例：賃貸者契約書、重要事項説明書、火災保険書類、家屋台帳写し【清瀬市課税課】、全部事項証明書【法務局】等）

（※2） 建物所在地、契約期間、借主・貸主の印が載っているページの写し

（※3） 振込明細書・銀行通帳等

審査・通知【市】

申請書類の提出から2週間程度で審査結果を通知します。（※5）

（※5） 審査の結果、不交付となる場合があります。

STEP 2

転居（引越し）

STEP 3

転居届の提出

転居日から14日以内に市民課に「転居届」を提出してください。

STEP 4

助成金の請求

転居日から3カ月以内に、都市計画課窓口に必要な書類を提出してください。

- ☐ 助成金交付請求書（※6）
- ☐ 転居（引越し）にかかる領収書【写し】
- ☐ 転居後の住宅の賃貸借契約書【写し】

（※6） 交付決定額を上回る請求はできません。

助成金の振込み【市】

指定の銀行口座にお振込みをいたします。（振込日の連絡は行っておりません。）

請求書受理後、書類に不備等が無ければ、30日以内にお振込みをしますので、通帳の記帳等でご確認ください。

転居予定日の
1カ月前まで

転居日から
3カ月以内

■ 問い合わせ・申請窓口 ■

▶ 清瀬市 都市整備部 都市計画課 都市計画係

▶ 電話042-497-2093